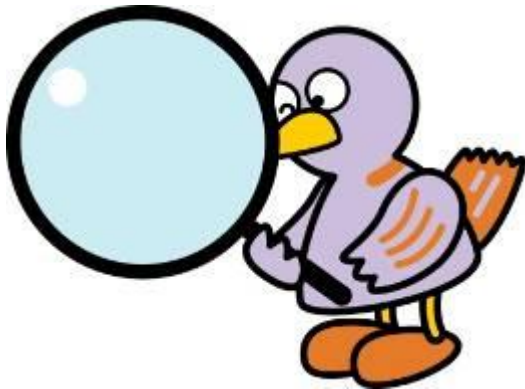


1 1 平成 25 年度えいけんプラン

えいけんプラン



埼玉県のマスコット コバトン

平成25年4月

埼玉県衛生研究所

目 次

1	衛生研究所の業務の基本方針	1
2	平成25年度えいけんプラン策定の趣旨	1
3	えいけんプランの構成	2
4	衛生研究所の移転	3
5	平成25年度事業実施計画	4
I	重点事業	
(1)	感染症情報センターの機能を充実強化し、感染症から 県民の健康と安全を守ることを目指します。	4
(2)	食品等の安全・安心の確保のため、GLPに適合する 検査体制の整備・充実を図り、流通食品の計画的検査 や食中毒の原因究明検査等を行います。	7
(3)	衛生研究所で実施する検査の精度管理を強化し、正確な 検査結果を提供することにより県民の安全を守ります。	9
II	項目別事業実施計画	11
(1)	調査・研究	11
(2)	試験・検査	13
(3)	試験・検査の信頼性確保	18
(4)	研修・指導	21
(5)	公衆衛生情報等の収集・解析・提供	23
(6)	職員の資質向上	26
(7)	県民への情報提供	28
(8)	健康危機に対応する体制の構築	29

1 衛生研究所の業務の基本方針

衛生研究所は、埼玉県における衛生行政の科学的、技術的中核機関として、県民の疾病予防、健康の保持増進、公衆衛生向上のために、調査研究、試験検査、研修指導及び公衆衛生の情報等の収集・解析・提供等を行っています。

この機能を充実強化するために、腸管出血性大腸菌などの細菌、インフルエンザウイルスやノロウイルスなどのウイルスの遺伝子検査及び食品中の残留農薬や違法ドラッグなどの微量化学物質分析の検査機器を整備するとともに、正確な検査結果をだすための検査業務管理の国際標準化を図り、県民の健康に寄与する衛生研究所を目指します。

また、その成果に基づいて、県民の健康に重大な影響を及ぼすような健康危機が発生したときには、保健所等の関係行政機関と緊密な連携をとって、適切かつ迅速な対応を図っていきます。

○衛生研究所の設置根拠

地方衛生研究所設置要綱（平成 9 年 3 月 1 4 日厚生事務次官通知）

2 平成 25 年度えいけんプラン策定の趣旨

近年、国際的な人的・物的交流の高速・広域化に伴い、新型インフルエンザ（A H 1 N 1）（現在、インフルエンザ 2009pdm）の出現、新興・再興感染症の発生、食の安全の信頼を揺るがす事件など県民の健康と安全にかかわる健康危機に直面し、その対応が重要視されています。

こうした中で、衛生研究所は、「埼玉県 5 か年計画—安心・成長・自立自尊の埼玉へ—」の基本目標である「誰もが健康に暮らせる社会をつくる」「暮らしの安心・安全を確保する」の実現に向け、各種健康施策の科学的・技術的支援機関としての役割を果たしていく必要があります。

このため、衛生研究所は「衛生研究所の業務の基本方針」に基づき、健康被害の予防のための平常時の試験検査や調査研究を含めた健康危機管理が十分に行える機能を持つとともに、開かれた試験研究機関となることを目指し、計画的な運営を行うことを目的として、平成 25 年度の事業実施計画「えいけんプラン」を策定しました。

3 えいけんプランの構成

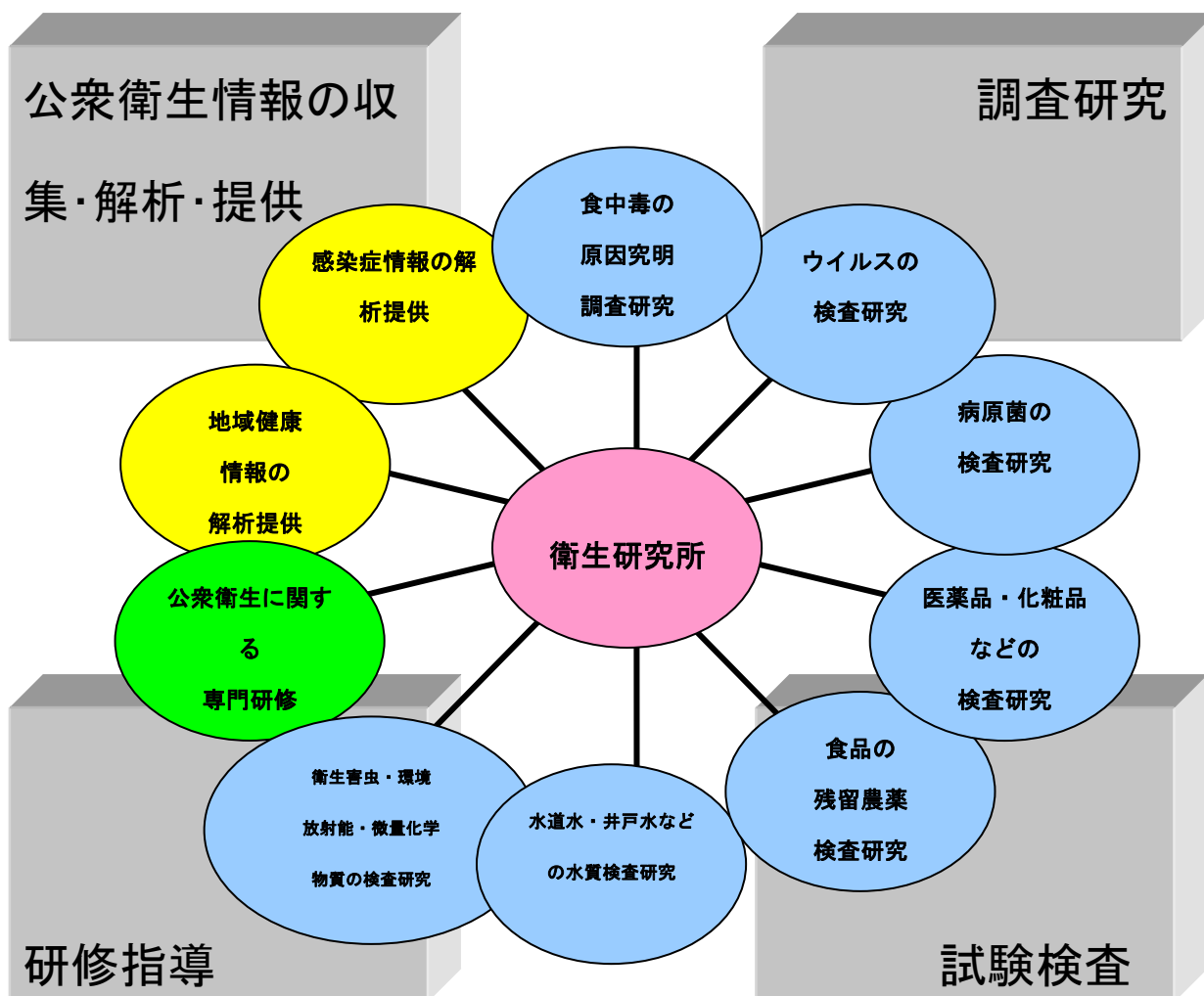
平成25年度に衛生研究所が重点的に取り組む事業は、次の3つです。

(1) 感染症情報センターの機能を充実強化し、感染症から県民の健康と安全を守ることを目指します。

(2) 食品の安全・安心の確保のため、GLPに適合する検査体制の整備・充実を図り、流通食品の計画的検査や食中毒の原因究明検査等を行います。

(3) 衛生研究所で実施する検査の精度管理を強化し、正確な検査結果を提供することにより県民の安全を守ります。

また、各事業について、「調査・研究」「試験・検査」「試験・検査の信頼性確保」「研修・指導」「公衆衛生情報等の収集・解析・提供」「職員の資質向上」「県民への情報提供」「健康危機に対応する体制の構築」の8つの項目に分け、具体的な事業計画を定めました。



4 衛生研究所の移転

衛生研究所は、平成 26 年度から吉見町での新出発に向け、次に掲げる機能の強化を図ります。

(1) 細菌及びウイルスの遺伝子検査の強化

感染症や食中毒を引き起こす細菌やウイルスの遺伝子検査を行うための機器を整備し、早期に感染源を特定することで、地域での感染拡大の防止、流通食品による被害拡大防止を図ります。

(2) 微量化学分析検査の強化

微量化学分析検査機器を整備し、検査精度を向上させることで、脱法ハーブのような違法ドラッグに含まれる違法な薬物やいわゆる健康食品に含まれる医薬品成分等による事故発生防止を図ります。また、食品中の残留農薬検査や飲料水中の化学物質検査の迅速化により被害拡大防止に対応します。

(3) 深谷支所の統合

埼玉県中央に移転することで、南部と北部に分かれていた衛生研究所を一か所に統合し、人材と検査機器の効果的な運用を図ります。

(4) 移転時の業務継続

衛生研究所の基本方針である健康危機管理を継続して実施するために、保健所等関係機関と調整して、移転時においても業務を継続します。

【背景】

現在の衛生研究所は、昭和 47 年に竣工し 40 年が経過しています。施設の老朽化及び検査機器の老朽化への対応が課題になっていました。この間、さいたま市健康科学研究センターや川越市保健所が設置されました。また、平成 27 年には越谷市保健所の設置が予定されています。

県南部に政令市の「さいたま市健康科学研究センター」が設置されたことから、非常時の危険分散を図るとともに、機能強化した衛生研究所として吉見町に移転します。

5 平成25年度事業実施計画

I 重点事業

(1) 感染症情報センターの機能を充実強化し、感染症から県民の健康と安全を守ることを目指します。

【背景】

2012年、海外では重症呼吸器感染症例から新種のコロナウイルスが検出され、国内では浅漬けを原因とする0157集団食中毒の発生があり、ノロウイルス変異株による感染性胃腸炎や食中毒が多発しました。さらに、2013年1月に重症熱性血小板減少症候群(SFTS)の患者が国内で確認されました。また、感染症問題が社会機能維持にまで影響することが懸念されているため、新型インフルエンザ等特別措置法が成立しました。最近では、中国で鳥インフルエンザH7N9の患者発生があり、迅速かつ適切な対応が求められています。

県内でも風しんやRSウイルスの流行が認められ、レジオネラ症患者の集団発生が問題になりました。

このような状況の下、疫学情報提供機能と検査機能を併せ持つ感染症情報センターは、遺伝子検査を中心とした検査体制の強化や継続的な感染症監視システムの稼働により、保健所等の技術支援及び県民への情報提供をいっそう推進します。

○平常時の予防対策強化

重大な感染症の発生に備え、担当職員の技術的専門性の向上に努め、遺伝子検査等の最新の機器を整備し豊富な経験を生かした高度検査や疫学情報収集機能の充実を図ります。

感染症発生動向調査を中心として、対象疾患の変更等に適宜対応し、患者及び病原体について迅速かつ的確に情報を収集分析し、広く県民等に感染症情報を提供します。

○早期発見と迅速な対応

感染症情報センターの情報ネットワークを強化し、国内外の感染症発生情報を収集・解析・提供し、早期探知機能を充実させます。

さらに、原因不明の感染症についても、国立感染症研究所や他の地方衛生研究所と連携し、実践的な早期探知を推進します。

また、遺伝子検査等の最新の検査機器の導入により、精度の高い検査を迅速に行う体制を整えます。

○感染拡大防止と県民への情報提供

感染症の拡大防止のために、保健所と連携して、迅速かつ的確な検査と疫学調査活動を行います。また、県民への迅速でわかりやすい感染症情報の提供に努めます。

<重点事業の概要>

1 予防対策の充実

☆県民に大きな影響を及ぼす可能性のある感染症の発生に備えて平常時からの対応を強化します。

- ・ 遺伝子検査等の最新の機器を活用できる病原体診断体制や効果的な情報活動を行うための人材育成
 - ・ 埼玉県基幹情報センターとして、さいたま市・川越市と連携した県全域での感染症発生動向調査の円滑実施
 - ・ 県民の不安解消や医療機関の診療に役立つ感染症発生動向調査結果の迅速・確実な情報提供
 - ・ 保健所担当職員を対象とした研修の充実と現場との連携強化
- 感染症発生動向と流行予測のための調査をします。

- ・ 感染症発生動向調査の対象疾患の変更や追加に適宜対応
- ・ 感染症発生動向の常時監視と県内医療機関や県民等への速やかな情報発信

2 早期発見と迅速な対応

☆国内外の感染症発生情報の収集・解析・提供を強化します。

- ・ 国立感染症研究所や近隣地方衛生研究所との連携により新たな感染症の早期探知システムを確立・推進
- ・ 感染症情報センターのネットワークを生かした感染症発生情報の収集、解析、提供
- ・ 新型インフルエンザ対策のための情報収集、解析機能の充実
- ・ 疫学情報と遺伝子検査を一体化した O157 等腸管出血性大腸菌感染症の拡大防止対策

☆保健所と連携して感染症の検査を充実させます。

- ・ 新型インフルエンザ対策のための検査機能の充実
- ・ 新たな感染症検査法の確認と導入
(MERS (マーズ)、重症熱性血小板減少症候群等)
- ・ 発生動向調査における遺伝子検査の実施
(インフルエンザ、感染性胃腸炎等)
- ・ 各種遺伝子検査法の積極的活用による発生時対応の迅速化
(腸管出血性大腸菌、レジオネラ菌等)
- ・ QFT 検査 (結核接触者健診) による結核患者発生時の対応の迅速化

3 迅速な原因究明と県民への情報提供

☆感染症発生時に、保健所等との連携を強化し、より迅速に疫学調査と検査を行います。

- ・ 県庁、保健所等関係機関の疫学調査活動や行政対応への技術支援
- ・ 迅速な検査対応

☆収集した感染症情報を速やかにわかりやすく県民へ提供します。

- ・ ホームページの積極的活用
- ・ 感染症に関する県民からの問い合わせ等への対応

☆麻しん排除のための活動

- ・ 麻しん発生状況の監視及び予防接種調査による県、保健所の活動の支援
- ・ 麻しん患者発生時の迅速な検査による正確な状況把握

(2) 食品等の安全・安心の確保のため、G L P に適合する検査体制の整備・充実を図り、流通食品の計画的検査や食中毒の原因究明検査等を行います。

【背景】

福島第一原発事故に伴う放射能汚染、輸入食品における残留農薬等違反、牛肉の生食による食中毒事件等によって、食品の安全性に対する県民の意識はより一層高くなっています。このため、食品の規格基準等検査や食中毒の防止などの従来からの課題に加え、遺伝子組換え食品検査、アレルギー物質を含む食品検査、放射線照射された食品検査などの新たな課題への対応も求められており、さらなる検査体制の整備・充実を図っていきます。

また近年、合法ハーブやお香と称して販売される製品等（違法ドラッグ）に含まれる違法薬物又は成分の摂取による幻覚症状等の健康被害やそれに伴う傷害事件などの犯罪が多発し死亡事例も発生しています。また、痩身や強壯を目的とした「いわゆる健康食品」や個人輸入による痩身効果標榜製品に含まれる無承認無許可医薬品成分等の使用による健康被害が社会問題となっています。

これらによる健康被害を未然に防ぐため、いわゆる健康食品や違法ドラッグ等の検査体制の充実を図り、薬物乱用による健康被害の未然防止を推進します。

○食品の安全確保

生産から消費のすべての食生活の段階で、食品中の微生物、農薬、添加物、混入異物、放射能汚染さらには健康食品中の医薬品成分や飲料水中の有害化学物質などの検査を行い、県民の食の安全・安心を確保します。

○食品による健康被害への対応や拡大防止

食中毒や食品事故に対する迅速な原因究明や被害拡大防止に取り組みます。

○正しい知識の提供

わかりやすい情報の提供に努めます。

<重点事業の概要>

——食生活の安全・安心を守ります——

1 食品の安全確保

☆県内流通食品の安全性確保を目的に年間を通して、「埼玉県食品衛生監視指導計画」に基づき、保健所が収去または買い上げし、年間を通して計画的に検査を実施します。

検体数 2, 475 検体

検査項目数 56, 690 項目

☆検査には、高精度な機器を整備・拡充し、有効活用します。

- ・ 残留農薬、動物用医薬品、食品添加物、放射能等の検査
- ・ 規格基準等の細菌検査、病原微生物等の検査
- ・ アレルギー食品、遺伝子組換え食品検査

2 食品による健康被害への対応や健康被害の拡大防止

☆食中毒や食品苦情の原因究明を行い、再発防止や被害拡大防止に努めるとともに、食品による健康被害の未然防止を目的に実態調査を実施します。

- ・ 食中毒原因究明検査や新たに食中毒に指定された寄生虫等の検査
- ・ 蛍光X線分析装置等による食品中の異物検査
- ・ 食品への虫等混入異物検査
- ・ いわゆる健康食品中の有害化学物質検査
- ・ 違法ドラッグ中の指定薬物等の検査
- ・ 食品中の食中毒菌汚染実態調査
- ・ 震災に伴う原発事故による食品中の放射能汚染実態調査

☆食品の検査法に係る研究・開発に取り組みます。

- ・ 各種食品から遺伝子組換え体を検知するスクリーニング法の確立に関する研究
- ・ 食中毒の原因となるキノコ毒の分析法の開発

3 わかりやすい情報の提供

☆食品の安全について、様々な角度からわかりやすく情報を提供します。

- ・ えいけんインフォメーションの発行
- ・ ホームページの充実

(3) 衛生研究所で実施する検査の精度管理を強化し、正確な検査結果を提供することにより県民の安全を守ります。

【背景】

衛生研究所の検査は、適正な判定や措置の科学的根拠となるものであることから、その結果には正確さと信頼性が重要です。そのために検査業務管理を行ない、精度管理や記録の点検を行っています。また、食品や医薬品等の国際流通に伴い検査結果も国際標準化された検査業務管理にもとづいたものが要求されています。昨年度には厚生労働省が医薬品査察協定及び医薬品査察共同スキーム（PIC/S）への加盟申請を行い、国際標準化への動きは加速しています。

衛生研究所の検査は、このような検査業務管理の国際標準化への対応を目指し、正確な検査結果を提供することにより県民の安全を図ります。

- 医薬品査察協定及び医薬品査察共同スキームへの対応
- 食品の検査業務管理の推進
- 感染症検査における登録衛生検査所としての検査業務管理の推進
- 水質検査における精度管理の充実

【重点事業の概要】

- 1 医薬品査察協定及び医薬品査察共同スキームへの対応
 - ☆厚生労働省や他の地方衛生研究所との情報交換を積極的に行い、対応を図ります。
 - ・ 信頼性保証部門の設置などの組織体制の整備
 - ・ 標準作業書の見直し
 - ・ 講習会等への参加による情報収集

- 2 食品の検査業務管理の推進
 - ☆食品の検査業務管理を推進し、適正な検査結果を提供します。
 - ・ 外部精度管理調査への参加
 - ・ 内部精度管理の充実
 - ・ 標準作業書の見直し
 - ・ 検査業務の適正実施の確認

3 登録衛生検査所としての検査業務管理の推進

☆感染症検査における登録衛生検査所としての検査業務管理を推進し、
正確な検査結果を提供します。

- ・ 外部精度管理調査への参加
- ・ パルスネットにおける精度管理調査への参加
- ・ 内部精度管理の充実

4 水質検査における精度管理の充実

- ・ 厚生労働省が実施する水道水質検査精度管理への参加
- ・ 埼玉県水道水質管理計画に基づく精度管理の実施
- ・ 内部精度管理の充実

II 項目別事業実施計画

(1) 調査・研究

県民の健康保持・増進、公衆衛生の向上に寄与し、行政上必要な試験検査業務を適切に行うため、各種の調査研究を行っています。

平成 25 年度は、平成 24 年度に引き続き、「各種食品から遺伝子組換え体を検知するスクリーニング法の確立に関する研究」を実施します。

なお、調査研究の実施に当たっては、内部評価委員会、外部評価委員会により、「目標設定の適否」、「緊急性・必要性」、「研究手法」、「独創性・新規性」の観点から多角的な評価を行い、研究課題を選定しています。

平成 25 年度に実施を予定している研究課題は次のとおりです。

1) 衛生研究所調査研究事業（県単独予算）

- ① 食中毒の原因となるきのこ毒の分析法の開発
- ② アデノウイルス流行株の型別に関する研究
- ③ 各種食品から遺伝子組換え体を検知するスクリーニング法の確立に関する研究
- ④ 化粧品中の重金属分析法に関する検討と実態調査

2) 厚生労働省の補助金を活用した調査・研究（厚生労働科学研究費）

- ① 食品用器具・容器包装等に含有される化学物質の分析法に関する研究
- ② 食中毒調査の精度向上のための手法等に関する調査研究
- ③ 国内で流行する HIV とその薬剤耐性株の動向把握に関する研究
- ④ 経口固形製剤の製造工程等の変更に対応した品質確保に係わる研究
- ⑤ ダイオキシン類等の有害化学物質による食品汚染実態の把握に関する研究
- ⑥ 食品中に含まれる残留有害物質のうち低い安全性基準値の検査方法の検討と精度管理体制の構築に関する研究
- ⑦ 自然災害時を含めた感染症サーベイランスの強化・向上に関する研究
- ⑧ 健康危機事象の早期探知システムの実用化に関する研究
- ⑨ HIV 検査相談体制の充実と利用機会の促進に関する研究
- ⑩ 室内環境における準揮発性有機化合物の多経路曝露評価に関する研究
- ⑪ 食品由来細菌の薬剤耐性サーベイランスの強化と国際対応に関する研究
- ⑫ ダニ媒介性細菌感染症の診断・治療体制構築とその基盤となる技術・情報の体系化に関する研究
- ⑬ 病原体解析手法の高度化による効率的な食品由来感染症探知システムの構築に関する研究

- ⑭ 食中毒調査における食品中の病原大腸菌の統括的検査法の開発に関する研究

3) 委託を受けて行う調査・研究

- ① 食品の食中毒菌汚染実態調査
- ② 環境放射能水準調査
- ③ 食品残留農薬一日摂取量実態調査
- ④ 残留農薬等分析法開発事業
- ⑤ 後発医薬品品質情報提供推進事業

【研究評価】

(1) 内部評価委員会による研究評価

内部評価委員会は、所長、副所長、室長、支所長で構成し、すべての研究について事前評価、中間評価、事後評価を行います。

審査対象は○

		事前評価	中間評価	事後評価
1	衛生研究所調査研究事業	○	○	○
2	応募型の外部研究事業	○	○	○

(2) 外部評価委員会による研究評価

外部評価委員会は、外部の学識経験者等で構成し、県単独の予算で実施する研究課題で、他の機関が審査し採択するもの以外の研究課題について評価を行います。

審査対象は○

		事前評価	中間評価	事後評価
1	衛生研究所調査研究事業	○	—	○
2	応募型の外部研究事業	—	—	—

(2) 試験・検査

【法令等に基づく試験・検査】

衛生研究所は、県民の健康上の安全を確保するために様々な検査を行っており、民間の検査機関にはない重要な役割をもっています。

法令に基づいて実施する検査や、健康被害が発生した際の原因究明を目的とした検査など、行政が必要と判断して実施する検査が中心です。

単なる検査結果の提供だけではなく、必要に応じて事前の相談から結果の分析等を含めた情報還元を行っています。

【検査結果をもとに情報提供している例】

★感染症発生動向調査の病原体検出情報は、年12回感染症情報センターホームページで提供しています。

★食品検査により有害な化学物質が検出された場合、その食品を摂取することによるリスクの程度を含めて検査結果を返しています。

★食品理化学検査に関する情報は、全国から国立の研究機関に集められます。食品の流通はボーダレスであるため、全国的に情報を収集する必要があります。衛生研究所でも情報提供を行っており、こうした全国の情報が食品衛生行政に活用されています。

★水質検査に関する情報は本庁生活衛生課に提供します。提供した情報は、埼玉県ホームページで公開されており、県内水道事業者の水質管理に役立てられています。

★違法ドラッグの検査で、違法成分の類似成分等が発見された場合には、薬務課を通して厚生労働省に情報提供を行い、データが成分指定等を行う際の参考になっています。

1) HIV検査

エイズのまん延防止を図るため、「埼玉県エイズ及びその他の性感染症対策要綱」に基づき、保健所で採血した検体の検査を実施します。

また、保健所が行うHIV即日検査の円滑な実施を図るため、業務支援を行います。

2) 感染症発生時の検査

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づいて二類感染症・三類感染症の発生時に検査を行います。

* 二類感染症の例 結核・ジフテリア

* 三類感染症の例 コレラ・細菌性赤痢・腸チフス・パラチフス・腸管出血性大腸菌感染症

3) 感染症の病原体検査・性感染症検査・肝炎検査

感染症の発生状況や病原体情報を早期かつ的確に把握して流行を予測し、適切な予防措置を講じるために、病原体検査、性感染症及び肝炎検査を行います。

① 病原体検査

医療機関で採取された検体の検査

例：A群溶血性レンサ球菌、原虫、リケッチア、インフルエンザウイルス等

② 性感染症検査及び肝炎検査

保健所で検査依頼を受付けた性感染症及び肝炎の検査

例：梅毒、クラミジア、B型・C型肝炎等

4) 結核患者発生時の検査

結核患者が発生した際に、結核のまん延を防止するため、家族同僚などの患者との接触者を対象にQFT検査を実施します。また、患者間の関連性をみる遺伝子検査（RFLP検査）を実施します。

5) 食品の検査

県内に流通する不良な食品等を排除するため、食品製造施設等から食品衛生監視員が収去（抜き取り）したものについて、法律で定める規格基準等の適合検査を実施します。

さらに、県民等から寄せられた苦情に関する食品等の検査を実施するとともに、加工食品中の残留農薬の検査を実施しています。残留農薬等の検査は、ポジティブリスト制度※の施行による残留農薬、残留動物薬の検査に対応するため、高速液体クロマトグラフトンデム質量分析装置等による一斉分析を行っています。食品中の異物検査では、蛍光X線分析装置等により対応を行います。また、放射線照射食品検査体制を整備し対応を行います。

○検査項目：微生物、農薬・動物薬・添加物、放射能など

※ポジティブリスト制度

食品に残留する農薬等について、平成17年度までは、使用が認められない農薬等のリスト（ネガティブリスト）に基づき283品目について残留を検査していましたが、平成18年度からは、人の健康を損なうおそれのない量の上限を一律基準で0.01ppmと定めて、全ての農薬等の使用を規制しました。同時に、国際的に広く使用されている農薬等に残留基準が作られ、リスト（ポジティブリスト）化された農薬等の799品目について、使用する食品の種類ごとに基準値が定められました。

平成19年11月には、厚生労働省から、検査法の妥当性を評価するための「農薬等試験法ガイドライン」が通知されました。このため、衛生研究所では、このガイドラインに沿った検査法による試験検査を実施しています。

6) 食中毒発生時の検査

食中毒発生時に便・食品・調理台やまな板などのふき取り等について細菌やウイルスなどの検査を実施し、食中毒の原因究明を行います。

また、平成 23 年に食中毒原因物質に指定された寄生虫（クドア）についても検査を行います。

7) 腸管出血性大腸菌 O157 等による食中毒の原因究明のための検査

O157 等による食中毒発生時における原因食品の究明や二次汚染防止のための検査を実施します。

8) 水道原水・上水道等の検査

水道原水（浄化前の水）について、人の健康を害する有害化学物質の基準値や目標値の超過を調べる検査を実施します。また、荒川水系の原虫類や河川水中の医薬品成分を調べる検査を実施します。

検査項目：農薬、非イオン界面活性剤、クリプトスポリジウム、医薬品成分等

9) 水質監視のための検査

毎日飲む飲料水の安全性を確保するため、表流水、伏流水、井戸水等について、水道法に定める項目の検査を実施します。

10) 衛生動物検査

食品衛生法上の苦情や異物混入などの検査、衛生害虫の検査を実施します。

11) 積算線量計を用いた空間放射線量調査

平常時における県民の外部被曝線量の推定や、事故等の異常時の把握及び評価をするため、県内 7 地点で積算線量計を用いた空間放射線量の測定を実施します。

12) 医薬品等の品質の試験検査

医薬品等の有効性及び安全性を確保するために、薬事監視員が医薬品製造業者等からの収去等を行い、衛生研究所で品質に関する試験検査を行います。

13) 医薬品等の規格及び試験方法の審査

厚生労働大臣から知事に委任された医薬品等の製造販売承認申請書の規格及び試験方法の審査を行います。

14) いわゆる健康食品や違法ドラッグの検査

県民の健康に危害を及ぼす恐れのある成分の有無について、いわゆる健康食品や違法ドラッグ※の検査を行います。

※違法ドラッグ

違法ドラッグは、インターネット等で容易に入手できるため、健康被害を招く恐れのある新しい化学物質が次々と出回っているのが現状です。

そのため、衛生研究所には迅速な検査が求められており、平成18年度以降、より高度な検査機器を導入し検査を行っています。また、必要に応じて衛生研究所で独自に分析法を開発しています。

【県民等からの依頼に基づく試験・検査】

県民等からの依頼に基づいて実施する下記の検査については、埼玉県衛生試験等手数料条例に基づいて、手数料を徴収して実施しています。

1) 井戸水等に関する検査

県民等からの井戸水の検査依頼を保健所で受付けたものについて、検査を実施します。

検査項目：細菌検査（2項目）・・・一般細菌、大腸菌

理化学検査（10項目）・・・塩化物イオン、色度、濁度、pH値等

2) 水道事業者からの水質検査依頼

水道事業者等からの依頼に応じて、水質検査を実施します。

検査項目：水質管理目標設定項目12項目、農薬41項目

3) 衛生害虫の検査

県民等からの依頼により、生活環境中に発生した刺す虫、不快な虫等の検査を実施します。

検査項目

簡単なもの・・・そのままの状態では検査できる虫

複雑なもの・・・ホコリから選別後に検査する虫（室内塵中のダニ類）

4) 寄生虫・原虫の検査

県民等から依頼される寄生虫、赤痢アメーバ、マラリア原虫等の同定検査を実施します。

5) 血液等の無菌検査

日赤血液センター及び県立病院等から依頼される血液製剤及び手術水等の無菌検査を実施します。

6) 川越市保健所からの依頼に基づく検査

川越市保健所管内で発生した事例で、検査機器や検査体制が未整備な検査について実施します。

7) 放射能の検査

県民等からの依頼により、食品等の放射能の検査を実施します。

検査項目：セシウム-134、セシウム-137

(3) 試験・検査の信頼性を確保するために

衛生研究所に求められる試験・検査の信頼性を確保するため、検査体制を充実し精度管理の徹底に積極的に取り組みます。

1) 法令に基づき実施している精度管理

食品衛生法に基づき、精度管理を実施します。

① 内部精度管理

検査が適切に実施されたことの確認と個人の技能評価を実施します。

担当名	検査項目	目的	実施回数
食品媒介感染症担当 支所の感染症担当	細菌数 黄色ブドウ球菌	個人の技能評価	年2回
	細菌数、大腸菌、大腸菌群、黄色ブドウ球菌等	検査精度の確保評価	検査業務実施毎
生体影響担当	セシウム-137	個人の技能評価	年1回
水・食品の食品担当	食品添加物	個人の技能評価	年1回
	残留農薬	個人の技能評価	年1回
	食品添加物 残留農薬 動物薬	検査精度の確保評価	検査業務実施毎
支所の衛生科学担当	食品添加物	個人の技能評価	年1回
	残留農薬	個人の技能評価	年1回
	残留農薬 食品添加物	検査精度の確保評価	検査業務実施毎

② 外部精度管理調査への参加

外部機関が行う精度管理に積極的に参加します。

担当名	検査項目	外部精度管理調査業務実施機関
臨床微生物担当 ウイルス担当	臨床検査精度管理調査	埼玉県医師会
食品媒介感染症担当	大腸菌、大腸菌群	(財) 食品薬品安全センター秦野 研究所
支所の感染症担当	大腸菌、大腸菌群	(財) 食品薬品安全センター秦野 研究所
水・食品の食品担当	食品添加物（2項目）、残 留農薬、	(財) 食品薬品安全センター秦野 研究所
支所の衛生科学担当	食品添加物	(財) 食品薬品安全センター秦野 研究所

2) 衛生研究所が実施している精度管理

試験・検査の精度を確保し、技術を向上させるために、自主的に実施します。

① 内部精度管理

検査が適切に実施されていることを確認します。

担当名	検査項目	目的	実施回数
水・食品の水担当	有機物（全有機炭素 の量） 濁度及び色度 塩化物イオン 硝酸態窒素及び亜 硝酸態窒素	検査精度の確保評価	検査業務実施毎
支所の衛生科学担当	有機物（全有機炭素 の量） 塩化物イオン 硝酸態窒素及び亜 硝酸態窒素	検査精度の確保評価	検査業務実施毎
食品媒介感染症担当	食中毒細菌	検査精度の確保評価	年 1 回
薬品担当	医薬品成分	個人の技能評価	年 1 回

② 外部精度管理

外部機関の精度管理調査に積極的に参加します。

担当名	検査項目	外部精度管理調査業務実施機関
生体影響担当	放射性核種 14種類	(公財) 日本分析センター
水・食品の水担当	蒸発残留物 陰イオン界面活性剤	埼玉県水道水質管理計画連絡調整委員会
	クロロ酢酸 金属類 (ホウ素及びその化合物)	厚生労働省
支所の衛生科学担当	蒸発残留物	埼玉県水道水質管理計画連絡調整委員会

③ 所内点検

衛生研究所業務管理委員会が、検体の取扱い、検査記録、試薬の管理及び精度管理実施状況について、点検を実施します。

④ 精度管理についての研修

厚生労働省が実施する信頼性確保部門研修会に参加し、参加者が所内で伝達講習会を実施します。

(4) 研修・指導

衛生研究所は、高度の専門性を有する県の機関として、衛生行政の第一線機関である保健所職員等を対象に積極的に研修を行います。また、研修の場を活用して、衛生研究所の業務説明や意見交換を行います。

1) 主催研修（共催含む）

- ① 感染症に関する研修 5 回開催予定
- ② 衛生研究所セミナー 4 回開催予定
- ③ その他の研修

2) 本庁各課が行う分野別専門研修への協力

3) 講師派遣研修

県内外の公衆衛生に関する各機関・団体等に知識・技術を提供するための研修会に当所職員を講師として派遣します。

- ① 県の機関（本庁・地域機関）
- ② 学会・研究会等の講演・シンポジストとしての招聘
- ③ その他外部機関

4) 研修生の受入

外部機関から積極的に研修生を受け入れます。

研修対象者	期間
医師	随時
越谷市保健所	1 年間

5) 専門機関からの視察の受入

専門機関からの視察を随時受け入れます。

6) 各種行政機関等の委員会への参画

行政機関等に設置されている各種の委員会に、専門家としての立場で職員が参画します。

委員会の名称	委嘱機関
残留農薬等分析法検討会	厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課長
薬事・食品衛生審議会 残留農薬・動物用医薬品部会	厚生労働大臣
薬事・食品衛生審議会 器具・容器包装部会	厚生労働大臣
ジェネリック医薬品品質情報検討会ワーキンググループ	国立医薬品食品衛生研究所長
埼玉県土壌・地下水汚染専門委員会	埼玉県知事
埼玉県臨床検査精度管理専門委員会	埼玉県知事
水道水質精度管理検討会	厚生労働省健康局水道課長
医薬部外品原料規格検討委員会	厚生労働省医薬食品局審査管理課長

(5) 公衆衛生情報等の収集・解析・提供

県内の感染症患者の発生や病原体検出の情報等を、県内医療機関、保健所等に対して提供していきます。また、保健所と連携し、地域の健康情報の分析や医療費適正化を踏まえた情報提供を行うなど、健康づくりに役立つ情報を積極的に提供します。

1) 感染症発生動向に関する情報の収集、解析、提供

感染症に関する情報を収集解析し、迅速かつ的確な解析結果を電子媒体を使用して提供することによって感染症の流行の早期探知・拡大防止に努めます。また、保健所等の行政機関や県内の教育機関などから寄せられる専門相談にも応じています。

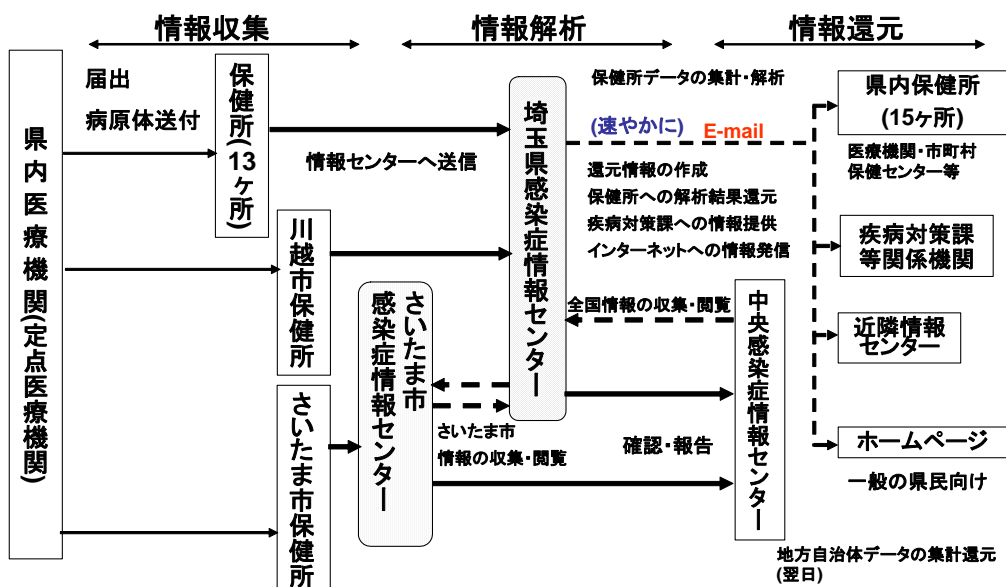
○県内の感染症の発生状況等を迅速に情報発信するために、「感染症患者発生情報」及び「埼玉県病原体検出情報」(S I A S R : Saitama Infectious Agents Surveillance Report)を作成し各保健所から定点医療機関や市町村等に情報提供を行います。

「感染症患者発生情報」→週報・月報・年報提供、「埼玉県病原体検出情報」→毎月提供

○緊急時は随時情報を提供します。

○平成 2 5 年度実施予定の国の感染症発生動向調査の報告疾患変更等に対応します。

感染症発生動向調査による患者情報の流れ



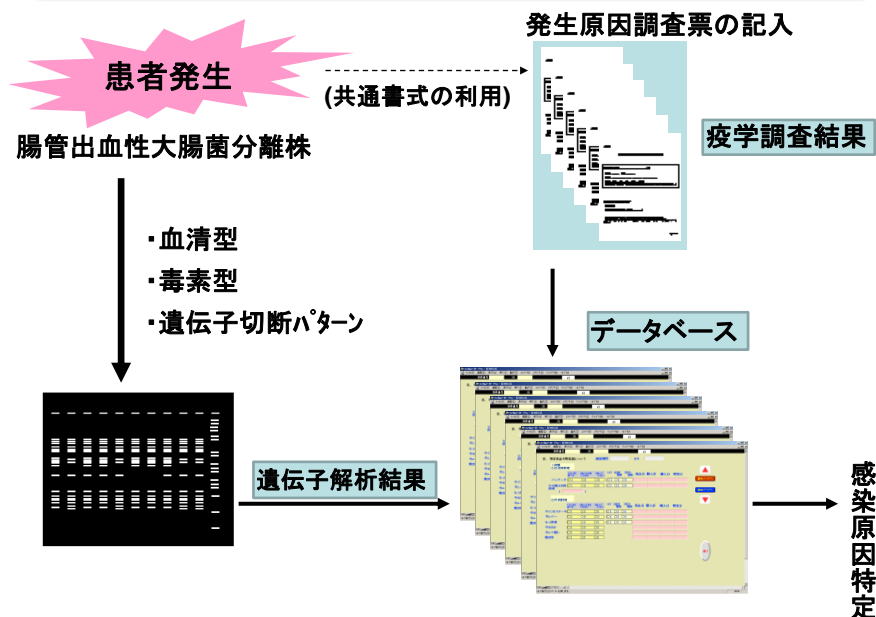
2) O157等感染症に係る疫学的原因究明事業

患者発生時の疫学調査結果と腸管出血性大腸菌の遺伝子解析結果をもとにデータベースを作成し、患者発生時に集団発生の可能性について検証を行うとともに、保健所に対して疫学的調査の支援を行い、早期原因究明に努めます。

○感染症発生時には随時情報の収集解析提供を実施

○定期的には年6回程度の速報の提供及び経年データを踏まえた年間報告書の作成

腸管出血性大腸菌感染症発生時の原因調査の流れ



3) 麻しん対策の推進

県本庁との密接な連携の下、感染症情報センターとして、県内麻しん排除に向けての予防接種率向上の技術協力等の対策に取り組めます。

○麻しん患者発生状況の迅速把握提供

○資料提供及び助言等専門相談体制の整備

○関係機関研修等に活用できる専門データ分析

4) 予防接種状況の報告

予防接種法に基づく県内の定期予防接種状況について、年齢別に基礎データを作成し、保健所及び市町村に年1回報告書を送付して予防接種率の向上に寄与します。

5) 地域の健康情報の分析・提供

地域の健康情報の分析を行い、保健所・市町村の健康づくり事業を支援します。

○「埼玉県 5 か年計画—安心・成長・自立自尊の埼玉—」の中で、誰もが健康に暮らせる社会をつくるため、生涯を通じた健康の確保の施策指標である「健康寿命」等の指標を提供します。

○「国民健康・栄養調査」埼玉県データ、人口動態統計結果から健康長寿計画推進事業の進捗状況を把握します。

○県が実施した健康に関わる調査について、データを衛生研究所で蓄積します。

○県内市町村が実施した特定健診・特定保健指導結果のデータを収集・解析して、必要な指標を提供します。また、健康長寿計画推進事業の進捗状況を把握します。

○県内市町村、保健所に健康水準を把握できる「健康指標総合ソフト」を作成し、提供します。

○保健所・市町村保健センター職員等を対象に、地域の健康情報に関する情報誌「ちっくん通信」を発行します。

6) 保健所職員等を対象とした情報紙の発行

保健所職員等を対象に衛生研究所の検査や研究に関する情報紙「えいけんインフォメーション」を発行します。

7) 国や他自治体の衛生研究所との公衆衛生情報ネットワーク強化

全国公衆衛生情報協議会理事会、地方衛生研究所全国協議会理事会・感染症対策部会・保健情報疫学部会や関東甲信静支部公衆衛生情報研究部会に参画し、国や他自治体の情報を迅速に入手するとともに、近隣衛生研究所の公衆衛生情報部門の交流を図り、専門的人材育成とネットワークづくりの強化を行います。

(6) 職員の資質向上

衛生研究所は、学会や研修受講を通じて職員の資質向上を図っていますが、さらに職員の専門性を育て向上させるための人材育成が課題となっています。このため、以下のとおり資質向上を図りながら、今後の人材育成に努めます。

1) 国立保健医療科学院等への派遣

国立保健医療科学院等専門研修機関が実施する研修等に、積極的に職員を派遣します。

2) 主な学会派遣予定

日本公衆衛生学会

衛生微生物技術協議会

全国衛生科学技術協議会

公衆衛生情報研究協議会

地方衛生研究所関東甲信静支部ウイルス研究部会

地方衛生研究所関東甲信静支部細菌研究部会

地方衛生研究所関東甲信静支部理化学研究部会

地方衛生研究所関東甲信静支部公衆衛生情報研究部会

日本感染症学会

日本食品衛生学会

日本食品化学学会

日本食品微生物学会

日本ウイルス学会

日本臨床微生物学会

日本医学検査学会

日本衛生動物学会

日本アレルギー学会

インフルエンザ研究会

腸管出血性大腸菌感染症研究会

日本クラミジア研究会

腸炎ビブリオシンポジウム

日本臨床寄生虫学会

日本性感染症学会
感染性腸炎研究会
日本獣医学会
日本獣医公衆衛生学会
全国水道研究発表会
日本水環境学会シンポジウム
日本水環境学会年会
日本栄養改善学会
日本循環器病予防学会
日本疫学会

3) 所内報告会の開催

研修や研究の成果を所内で共有するため、報告会を開催します。

4) 研究成果の発表

研究の成果を広く保健所、市町村職員等に普及するため、埼玉県健康福祉研究発表会において研究成果を発表します。

(7) 県民への情報提供

県民の疾病予防、健康の保持・増進のため、様々な健康に関する情報提供を行います。様々な情報が氾濫している昨今、専門機関としてタイムリーかつ信頼のおける情報提供に努めます。

1) ホームページの充実

衛生研究所のホームページを充実して県民に身近な健康情報を更新し、疾病予防、健康保持・増進に役立つ情報を提供します。

感染症情報のページは毎週1回更新するとともに、緊急時は随時情報提供を行います。

2) 講演会・研修会の開催

県民に開かれた試験研究機関に向けて、小学生を対象に、「えいけんサイエンスサマーセミナー」を開催します。平成25年度は、「夏休み子ども科学教室」として、体験学習会を行う予定です。

3) 施設の公開

施設開放を行い、衛生研究所の業務内容をパネル展示等で紹介します。

4) 見学の受け入れ

開かれた研究所として、見学の受け入れを行います。

5) 図書館等を利用した県民への情報発信

埼玉県の保健統計を盛り込んだポスターを作成し、県市町村立図書館へ提供します。

また、冊子「埼玉県の市町村別健康情報」を県立図書館及び県政情報センターへ閲覧資料として提供します。

(8) 健康危機に対応する体制の構築

- 健康危機発生時に迅速に対応するため、シミュレーション訓練を行います。
- 健康危機発生時における県内政令市、中核市との検査に関する連携を推進するため、合同研修会を開催します。